

IMSBC コードに記載されていない貨物の性質及び運送条件

- 1 ばら積み貨物運送品目名 : Tentative Bulk Cargo Shipping Name
石炭灰固化体
- 2 貨物の説明 : DESCRIPTION
主成分の石炭灰に少量のセメント等を添加し、製造固化された後に破砕したもので、土木資材・環境改善材として利用されている。
- 3 貨物の性状 : CHARACTERISTICS
 - 3.1 種別 : GROUP
B
 - 3.2 見かけ密度(kg/m³) : BULK DENSITY
1,100 ~ 1,210 kg/m³
 - 3.3 載貨係数(m³/t) : STOWAGE FACTOR
0.83 ~ 0.91 m³/t
 - 3.4 粒径 : SIZE
40 ~ 500mm 程度
 - 3.5 等級（種別Bの場合に限る） : Class : MHB
国連番号（危険物の場合に限る） : UN No. : 不適用
 - 3.6 静止角（非粘着性物質の場合に限る） : ANGLE OF REPOSE
不適用
- 4 危険性 : HAZARD
目や皮膚に対して刺激性がある。
この貨物は不燃性又は火災危険が低い貨物である。
- 5 運送条件
 - 5.1 積付及び隔離要件 : STOWAGE & SEGREGATION
特段の要件はない。
 - 5.2 船倉の清浄さに係る要件 : HOLD CLEANLINESS
特段の要件はない。

5.3 天候に係る要件：WEATHER PRECAUTIONS

特段の要件はない。

5.4 積荷役時の要件：LOADING

特殊貨物船舶運送規則第 15 条の 4 の規定に従って荷繰りすること。

5.5 各種の要件：PRECAUTIONS

この貨物の粉じんに晒されるおそれのある者は、保護眼鏡および防塵マスクを着用すること。

5.6 通風要件：VENTILATION

特段の要件はない。

5.7 運送時の要件：CARRIAGE

特段の要件はない。

5.8 揚荷役時の要件：DISCHARGE

特段の要件はない。

5.9 清掃に係る要件：CLEAN-UP

特段の要件はない。

5.10 非常時の措置：EMERGENCY PROCEDURES

(1) 備えるべき特別非常用装備 (SPECIAL EMERGENCY EQUIPMENT TO BE CARRIED)

保護具（保護眼鏡、防塵マスク）

(2) 非常時の措置 (EMERGENCY PROCEDURES)

保護具を装着すること。

(3) 応急医療 (MEDICAL FIRST AID)

- ・吸入した場合：速やかに水または温水でうがいをさせ、医師に連絡すること。
- ・皮膚に付着した場合：速やかに水または温水で洗うこと。症状に応じて、医師に連絡すること。
- ・眼に入った場合：コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外し、速やかに水または温水で 15～20 分間注意深く洗うこと。医師に連絡すること。
- ・飲み込んだ場合：水または温水で口をすすぎ、医師の診断を受けること。